

当社による労働者派遣事業における情報について（お知らせ）

労働者派遣法第23条第5項（同法施行規則第18条の2）に基づき、当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

令和7年8月19日

- ① 派遣労働者の数 7人
- ② 労働者派遣の役務の提供を受けた者（派遣先）の数 事業所件数 3社
- ② 労働者派遣に関する料金額の平均金額
 - ・その他の技術者 31,356円／日（8H）
 - ・事務用機器操作員 19,424円／日（8H）
- ③ 派遣労働者の賃金の額の平均金額
 - ・その他の技術者 23,878円／日（8H）
 - ・事務用機器操作員 14,010円／日（8H）
- ④ マージン率などの情報公開
 - ・その他の技術者 23.8%
 - ・事務用機器操作員 27.9%
- ⑥ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 - キャリア・コンサルティングの相談担当窓口 担当 小畑則夫：連絡先 022-358-5186
 - 教育訓練（キャリアアップに資する教育訓練）
 - 新入社員
 - ITの基礎
 - リーダー研修
 - ITの応用
 - 教育制度
 - 教育訓練休暇制度を導入
 - 社内検定実施制度を導入
- ⑦ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
 - 社会保険、雇用保険、法定休暇（年次有給休暇、育児・介護休業など）
 - 半日休暇、時間休暇
- ⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
 - 労使協定を締結している
 - 協定労働者の範囲（派遣労働者の全員）
 - 協定書の有効期間終期 令和8年3月31日